

特別支援教育の充実に向けて

— 新庄市 教育の重点 —

学校教育課

1 新庄市の教育

学校教育の重点 新庄市の教育「4つのねらい」

(1) 確かな学力の向上

- ◆ 授業改善等による、子ども主体の個別最適な学びの実現。
- ◆ 市の課題に向けた具体的対策。(令和6年度は「読解力」「算数・数学」「英語」)
- ◆ 一人一台タブレットの効果的な活用。(やりとり、家庭学習、クラウド)

(2) ふるさと学習の充実

- ◆ 「ふるさと新庄」を愛し、誇りに思う子どもの育成。
- ◆ 探究のプロセスを通した一人ひとりの資質・能力の向上。特に「まとめ・表現」から「次の課題」へつながるような意図的なしかけ。
- ◆ 「地域とともにある学校」へ。地域人材、地域教材の積極的活用。

(3) 「いのちの尊厳を根底に据えた心の教育」の充実

- ◆ 全教育活動を通して「いのちの教育」の計画的推進。
- ◆ 全校で「いのちのアンケート」を実施。
- ◆ 教育相談室の相談窓口の拡充。一人一台タブレットでの相談も可能。

(4) 特別支援教育の充実

- ◆ 全ての子どもに対する生活環境の整備と、配慮が必要な子どもへの個別の支援。
- ◆ 特別支援教育センターによる面談、検査等支援の充実。

- 【特別支援教育推進事業】
- I 児童生徒の個別支援事業
 - II 専門家による巡回相談事業
 - III 多様な教育支援事業

2 「特別支援教育」について

平成18年、国連総会において「障害者の権利に関する条約」が採択され、翌年、日本は同条約に署名。「合理的配慮」や「インクルーシブ教育」等の理念を提唱している。

平成19年、学校教育法改正において、障害のある子どもの教育に関する基本的な考え方について、特別な場で教育を行う「特殊教育」から、子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導及び必要な支援を行う「特別支援教育」への発展的転換が行われた。

また、平成28年に「障害者差別解消法」が施行され、「障害者の権利に関する条約」に掲げられたインクルーシブ教育システムの構築を目指し、特別支援教育の更なる推進が図られている。

- ※ 「合理的配慮」とは、障害のある子どもが、他の子どもと平等に「教育を受ける権利」を保障するために、学校の設置者及び学校が必要且つ適当な変更、調整を行うことであり、このことについて保護者と合意形成を図ること。
- ※ 「インクルーシブ教育」とは障害のある子どもと障害のない子どもが、可能な限り同じ場でともに学ぶこと。
- ※ 「障害者差別解消法」とは、不当な差別的取扱いの禁止を禁止し、合理的配慮を求めるもの。

3 本市の現状

令和6年度児童生徒在籍数（R7.1 現在）

【小学校課程】

- 全児童数 1485 人（前年度比－39）
- ・特別支援学級在籍児童数 89 人（前年度比＋15）
- ・特別支援学級数 25 クラス（全体の 30％）

「個別の教育支援計画」を作成している児童数 193 人（全体の 12％）

※ 普通学級に在籍しながらも特別な教育的支援を必要とする児童を含む

【中学校課程】

- 全生徒数 777 人（前年度比－30）
- ・特別支援学級在籍児童数 32 人（前年度比＋3）
- ・特別支援学級数 13 クラス（全体の 30％）

「個別の教育支援計画」を作成している生徒数 125 人（全体の 16％）※R5 年度

※ 普通学級に在籍しながらも特別な教育的支援を必要とする生徒を含む。

※ 「個別の教育支援計画」とは、障害のある児童生徒など一人ひとりの指導目標、指導内容及び指導方法を明確にして、きめ細やかに指導するために作成するもの。

全体の児童生徒数は減少しているが、特別支援学級に在籍する児童生徒数は年々増加している。

理由として、特別支援学級在籍の児童生徒以外にも、個別の支援が必要な児童生徒が増えているということと、特別支援教育に対する保護者理解が進んできているということが考えられる。

4 特別支援教育推進事業

I 児童生徒の個別支援事業

【目的】

学校生活や学習を行ううえで特別な支援が必要な児童生徒や、その児童等が在籍する学級への教育的支援を行うため、市内小中義務教育学校に個別学習指導員、特別支援教育支援員を配置する。

【事業実施の背景】

文部科学省令和4年発表では、小中学校の通常学級に8.8%ほどの割合で、ADHD（注意欠陥多動性障がい）やLD（学習障がい）、自閉スペクトラム症等の、特に学習面や行動面で著しい困難を示す児童生徒（※個別な支援が必要な児童生徒）が存在しているとされている。

本市においては、個別の課題を抱えたり集団に対応できなかつたりする児童生徒が増加していることに加え、インクルーシブ教育の観点から個別支援事業は欠かせない事業となっている。主に小学校課程に配置し、低学年を中心に支援している。

【個別学習指導員・特別支援教育支援員の職務】

校長の指揮監督のもと、学級もしくは教科担任等と連携し、一人ひとりの学習支援を行うとともに、教育事務を補助することで、学級全体の学習活動の充実を図る。特別支援教育支援員は特別支援学級における補助を行う。

- ① 基本的生活習慣確立のための日常生活の支援
- ② 発達障がいの特性に合わせた学習支援
- ③ 学習活動、教室間移動等における支援
- ④ 学校生活における安全の確保
- ⑤ 周囲の児童等の障がい理解促進
- ⑥ その他、当該児童等の指導、必要とされる指導事項 など

【令和6年度における個別学習指導員等の配置】

新庄小学校	5名	明倫学園	6名	
日新小学校	7名	萩野学園	3名	
新庄中学校	1名	日新中学校	1名	計23名

【課題】

- ・ 学校現場からは、個別学習指導員等の増員を望まれているが、財政負担の面や人員の確保が課題となっている。
- ・ 令和6年度において計画は24名であるが、1名欠員の状況である。欠員が出ている学校からは早急な配置を求められている。

【今後の方向性】

児童生徒数が減少する一方、特別な支援を必要とする児童生徒は増加している。本市の教育の重点の一つである「特別支援教育の充実」に関する事業として継続していく。

Ⅱ 専門家による巡回相談事業

【目的】

特別支援教育専門委員による市内幼児教育・保育施設、新庄市立小・義務教育学校への巡回相談を通して、児童生徒の発達や障がいを理解し、その後の適切な対応に繋げる。

【本市の現状】

特別支援学級在籍や通級指導が必要な児童生徒は年々増加している。さらに普通学級

においても、発達障がいやその疑い等を含めた特別な教育的支援を必要とする子どもが増えており、その対応も多様化している。専門家による個に応じた助言が必要とされ、個別検査や医療機関へつなぐ指導が行われることで、客観的な資料をもとに合理的配慮へと繋がられるようになってきた。

また、就学児や在籍児童生徒への就学指導について、専門家による見立てや助言をもとにした保護者面談を開催し、より適正な就学へと繋げている。

現在、巡回相談は小・義務教育学校の全児童と年少・年中の幼児を対象に行っている。

【内容】

① 実施回数

年間10回程度 ※令和5年度までは年間20回

② 実施対象

新庄市内保育所・保育園・幼稚園等の年少児・年中児（年長児は行わず、就学児健診にかえる）及び新庄市立各小義務教育学校

※ 年長児、中学校・義務教育学校後期課程では実施しない。

③ 特別支援教育専門委員

山形大学名誉教授 三浦 光哉 氏

④ 実施方法

- ・ 特別支援教育コーディネーター等と、幼児や児童生徒の状況や相談内容について、確認する。
- ・ 保育所・保育園・幼稚園等については、一人一人個別にスクリーニングを行う。小義務教育学校については、各教室を訪問し、スクリーニングを行う。
- ・ スクリーニングの結果等をもとに、指導・助言を行い、必要に応じて、三浦教授を講師に研修を行う。

⑤ 効果・成果

- ・ 特別支援指導員、教育相談員も巡回相談に同席し、三浦先生から最新の特別支援教育の情報を得たり、子どもの見取り方などを学ぶ機会になっている。
- ・ 年少児からスクリーニングを行い、早期に療育センター等の医療機関につなぐことで、保護者が子どもの成長を感じることができている。また、子どもの特性を理解できた保護者は、特別支援学級在籍を希望し、適正就学につながるケースが多い。
- ・ 保護者面談の際に、個別検査や医療機関受診を勧める際に、「専門家による助言」として伝えることで、教員の意見として伝えるよりも納得が得やすくなる。

【今後の方向性】

適切な支援や二次障害を生まないために、発達障がいの理解や早期からの対応は必要である。各校からのニーズは大きく、本市の教育の重点の一つである「特別支援教育の充実」に関する事業でもあるため継続していく。

三浦専門委員は、山形大学を退職され、現在宮城県聖和学園短期大学学長を務めており、昨年度に比べ訪問回数が半減している。この先いつまで本市の専門委員として巡回

相談等をお願いできるかわからない部分がある。子育て推進課と協議し、今後の特別支援教育の在り方について検討を進めていく。

Ⅲ 多様な特別支援教育事業

【目的】

教育支援委員会や特別支援教育に関する研修会等を実施し、児童生徒の実態に応じた支援の充実を図る。

特別支援教育センターを配置し、特別支援指導員による個別検査・面談の実施、各小中義務教育学校への支援、指導等を行い、特別支援教育の充実を図る。

【内容】

① 合同特別支援教育講座（年3回）

各校における特別支援教育の中心的な役割を担う教職員の専門性を向上させ、校内委員会での指導、個別の教育支援計画や指導計画の作成などができる人材の育成を図り、各市町村における特別支援教育推進体制を整備する。（新庄市、最上町、舟形町、真室川町、大蔵村、鮭川村、戸沢村）

② 教育支援委員会（年2回）

新庄市における児童・生徒の円滑な就学指導及び教育支援に資することを目的として設置している。委員は下記のうちから、教育委員会が委嘱する。

- （1）専門医 （2）市校長会から推薦された者 （3）市立学校の教員
- （4）特別支援学校関係職員 （5）児童相談所関係職員
- （6）市子育て推進課職員 （7）新庄市幼児教育関係職員
- （8）市保健関係職員 （9）市教育委員会職員

③ 特別支援教育委員会の開催（年1回）

特別支援コーディネーターを中心とした特別支援教育の充実や個別の支援を要する児童生徒の対応等について、講師の講話や情報交換・協議などにより研修を行う。

④ 発達検査の実施

必要に応じて知能の発達に関する検査を実施し、結果を基に適切な支援を行っていく。また、適切な就学や在籍について検討していく。

検査者は、現在、学校と教育委員会に約10名おり、検査結果は特別支援教育専門委員より助言を受ける。

⑤ 特別支援教育センター

特別支援指導員を配置し、個別検査や面談を実施する。また、各学校への支援、指導（個別の教育支援計画、個別の指導計画等）を行い、関係機関と連携して対応する。個別学習指導員や特別支援学級担任等との情報交換や研修を行う。

適正就学に向け、必要に応じて就学児の保護者と発達検査結果を基に面談し、就学先の決定を支援している。

【課題】

- ・ 検査結果を保護者に開示しながら、在籍変更の必要性を伝えても、同意を得られないケースがある。このようなケースでは、学年が進むにつれて、「通常の学級での活動が苦しくなる」等の二次障害が現れることがある。幼児期も含め、早い時期に対応ができるように、保護者への丁寧な説明が重要となっている。

【今後の方向性】

「Ⅱ 専門家による巡回相談事業」を含め、多様な特別支援教育事業は、学校現場に特別支援教育の重要性を周知させ、各校の特別支援教育を推進し、具体化してきた。今後も支援が必要とされる児童生徒の数は減らないことが予想される。これらの事業について、これからも充実を図っていかなければならない。

また、若手教職員等の検査者を育成していくことも必要であり、支援を含め必要な対策を講じていく。

5 これからに向けて

特別な教育的支援を必要とする子どもが、いじめの加害者となるケースが小学校課程の低学年で増えている。また、特別な教育的支援を必要とする子どもが、学年があがるにつれ不適応を起こすケース、それが不登校へ繋がるケースも少なくない。

今後の特別支援教育の推進は、関係機関との連携が必須である。児童生徒一人ひとりの必要な支援は、保護者を含む家庭と学校、行政（教育・福祉）の繋がりが重要であり、さらに医療との連携は専門的見地からの重要な支援となる。家庭における保護者支援も重要で、多くの保護者が悩んでいる現状がある。学校教育課として、子育て推進課の「新庄市子どもスマイルプラン」への事業連携を図るなど、新しい試みも提案していく。

支援が必要な児童生徒が将来にわたって幸せな生活を送ることができるよう、誰一人取り残すことのない支援を行っていかなければならない。そのために、中・義務教育学校卒業後も支援が持続していくよう、青少年指導センターや民間の関係機関との連携も模索していきたい。